

栗東市子ども・子育て会議について

1. 栗東市子ども・子育て会議設置の法的根拠及び理由

子ども・子育て支援法第77条第1項の規定に基づき、条例の定めるところにより、子ども・子育て支援事業計画の策定・変更及び特定教育・保育施設などの利用定員の設定に関して意見を聴くなどのため、審議会その他合議制の機関を設置することが市町村の努力義務となっています。

このことから、子ども・子育て支援事業計画に子育て当事者や子ども・子育て支援事業者の意見を反映させ、本市における子ども・子育て施策を地域の子ども及び子育て家庭の実情を踏まえて実施することを担保するうえで重要な役割を果たすとの認識のもと、平成25年6月、栗東市子ども・子育て会議条例を制定し、本市の附属機関として、栗東市子ども・子育て会議を設置しました。

栗東市子ども・子育て会議条例は、別紙のとおりです。(計画書P73に掲載)

2. 栗東市子ども・子育て会議の所掌事務について

栗東市子ども・子育て会議は、子ども・子育て支援法第77条第1項各号に掲げる事務を処理します。具体的には、次のとおりです。

- 特定教育・保育施設や特定地域型保育事業の利用定員を定める際に意見を述べること
- 子ども・子育て支援事業計画を策定・変更する際に意見を述べること
- 子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況について、調査審議すること

3. 栗東市子ども・子育て会議の委員数及び委員構成について

国は「国の子ども・子育て会議の構成メンバーを参考にして、子ども・子育て支援新制度の趣旨を踏まえ、少なくとも教育・保育、子育て支援の3本柱を中心とするバランスに配慮し、かつ、子育て当事者など幅広い関係者を集めるよう」示しています。

これに基づき、栗東市子ども・子育て会議の委員数は17人以内とし、また委員は、栗東市子ども・子育て会議条例第3条第2項各号に掲げる者のうちから、本日、市長が委員委嘱をさせていただき、幅広い分野から会議に参画いただきました。(別紙、委員名簿参照)

なお、本日委嘱させていただきました委員の任期は、平成29年3月31日までです。

4. 会議の開催について

栗東市子ども・子育て会議は、次の内容により、1年度において2回程度開催します。

- 第1回会議(本日): 事業計画について、平成27年度の取り組み内容について等
- 第2回会議(平成28年2月頃開催): 平成27年度の取り組み実績、計画の進捗管理・評価について等
- 第3回会議(平成28年7月頃開催): 平成28年度の取り組み内容について等
- 第4回会議(平成29年2月頃開催): 平成28年度の取り組み実績、計画の進捗管理・評価について等

栗東市子ども・子育て会議の運営について

1. 会議の公開などについて

栗東市子ども・子育て会議は、原則として公開とする。

ただし、次のいずれかに該当する場合は非公開とする。

- (1) 公開することにより、自由かつ率直な意見交換などができなくなる議事などを行う場合
- (2) その他公開することにより、会議の公正かつ円滑な運営に支障が生ずると認められる場合

2. 会議の傍聴などについて

傍聴人の定員は8人以内とする。なお、傍聴希望人数が定員を超えた場合、抽選を行う。

ただし、特に必要があると認められる場合は、会長が会議に諮り、別に定員を設けることができる。

会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

3. 会議録要旨及び会議資料の公開などについて

会議終了後、事務局はすみやかに会議録要旨を作成する。

会議録要旨には、次に掲げる事項を記載し公開するものとする。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 出席した委員の氏名および欠席した委員の氏名
- (3) 議事となった事項

ただし、次に掲げる事項については非公開とする。

- (1) 発言した委員及び事務局職員の氏名
- (2) 前号に掲げる者の氏名が推量されると認められる発言部分
- (3) 個人または団体などに関する情報であって、特定の個人などが認識されると認められる発言部分
- (4) その他公開することにより、会議の公正かつ円滑な運営に支障が生ずると認められる発言部分

会議資料は、公開することにより、会議の公正かつ円滑な運営に支障が生ずると認められるものを除いて公開とする。

会議録要旨及び会議資料については、栗東市役所住民サロン（情報公開コーナー）および子育て応援課において閲覧に供するほか、栗東市ホームページに掲載する。

4. その他

上記のほか、運営に関し必要な事項は、栗東市子ども・子育て会議条例第8条に基づき、会長が会議に諮って定める。

